コミュニティビジネス創出支援事業運営業務委託仕様書（案）

１　件 名

コミュニティビジネス創出支援事業運営業務委託

２　委託期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

３　事業実施の経緯と目的

本市では、地域の未来づくり推進事業により、中山間地域や周辺地域が抱える課題の解決に取り組むコミュニティビジネスの創出を支援している。地域住民、株式会社、ＮＰＯ法人など、地域に根ざした団体が地域と連携し、ビジネスの手法を活用して地域課題の解決に取り組むことを支援することで、地域経済や地域コミュニティの活性化、行政だけでは対応が難しい地域ニーズへの対応など、持続可能な地域づくりを推進している。

これまでに１０件を超えるコミュニティビジネスの計画を認定し、その創出を支援してきた。しかし、令和５年度以降、相談はあるものの、計画認定に至った案件はなく、また、地域課題の解決と利益の両立が課題であると感じていた。

こうした状況を踏まえ、令和６年度には、コミュニティビジネスの普及啓発と機運の醸成を目的として、ビジネスの力で地域課題を解決してきたローカル・ゼブラ企業のトップランナーを講師に招き、地域活性化スペシャリスト講演会を開催した。

講演会に参加した方々の満足度は高く、コミュニティビジネスに興味を持ち、取り組みを検討したいと考える人が一定数存在することが確認できた。一方で、新たなコミュニティビジネスが実際に立ち上がっていない現状からは、想いを形にするための架け橋となる支援の必要性が明らかとなった。

本事業では、コミュニティビジネスの先進事例を現地で見て学ぶセミナーを通じて、地域課題を解決するビジネスの意義や魅力、考え方、取り組み方を伝える。また、コミュニティビジネスの基礎講座やワークショップを実施し、地域課題からビジネスアイデアを創出するための思考法や手法を学ぶ機会を提供する。

これらを通じて、ビジネスの力で地域課題を解決したいという人々のモチベーションを高め、その想いを確かなものとし、具体的なアクションへとつなげていく。そして、各地域において必要とされるコミュニティビジネスの創出を促進することを目的とする。

４　文言の定義等

（１）コミュニティビジネス

地域住民の団体、株式会社、ＮＰＯ法人など、地域の団体が、地域と協力し、ビジネスの手法を用いて、地域課題を解決するための取組である。

（２）地域課題

中山間・周辺地域内の概ね小学校区の住民が共有している課題である。目指す地域の実現に向けて必要なアクションや、地域で生活を送るうえで支障となっている困りごとへの対応などである。なお、複数の小学校区に共通する課題については、それらの地域が連携・協力して解決に取り組むことも選択肢として考えられる。

（３）ローカル・ゼブラ企業

中小企業庁が令和６年に、地域の社会課題解決の担い手となるゼブラ企業の創出・育成に向け、地域課題解決事業推進に向けた基本指針を策定した。地域課題の解決を図る事業を展開し、地域内の企業等と連携・協業しながら、新たな価値創造や技術の活用等により社会的インパクトを生み出しつつ、収益も確保する中小・小規模事業者をローカル・ゼブラ企業とし、地域課題解決の新たな担い手として位置づけている。

（４）地域の未来づくり推進事業について

岡山市地域の未来づくり推進事業ポータルサイト参照のこと。

サイトURL　https://www.city.okayama.jp/miraidukuri/

（５）地域活性化スペシャリスト講演会について

地域活性化スペシャリスト講演会イベントレポート参照のこと。

サイトURL　https://www.city.okayama.jp/miraidukuri/0000070000.html

５　実施の時期及び場所

（１）実施時期

１０月以降、可能な限り早い時期で、委託者と協議のうえ最適な時期を決定すること。なお、以下のとおり日程を設定すること。

①先進事例フィールドワークセミナー：１日間

②コミュニティビジネスアイデア創出セミナー：２日間

セミナーの実施に先立ち、参加者の募集を行うものとし、募集スケジュールについても、委託者と協議のうえ、適切な時期を決定すること。

（２）実施場所

①先進事例フィールドワークセミナー

受託者の提案を踏まえ、委託者と協議のうえ決定する先進事例の取組地域とする。

※岡山市から日帰りが可能な地域とすること。

※移動は受託者が手配する貸切バスを想定しており、その費用は受託者の負担とする。

②コミュニティビジネスアイデア創出セミナー

ももスタ（岡山市北区駅前町一丁目８番１８号ＩＣＯＴ ＮＩＣＯＴ２階）

※コワーキングスペース兼イベント会場又は会議室（定員２０名）を使用

※ももスタの使用（会場備え付けの備品を含む）に係る使用料については、原則委託者の負担とする。

※会場の平面図は次のとおり（赤囲みが施設、黄囲みが会場）

6　委託事業内容

「3　事業実施の経緯と目的」を踏まえ、受託者は以下の委託業務について、具体的な方法を工夫して実施すること。なお、委託業務の詳細等については別表1を参照すること。

（1）先進事例フィールドワークセミナーの実施

（2）コミュニティビジネスアイデア創出セミナーの実施

（3）プログラム全体の企画・調整、広報・参加者募集、イベントレポートの作成および公開等の実施

7　事業遂行のための体制構築

（1）委託業務の責任者の設置

ア　受託者は、契約締結後、委託業務の責任者を定め、これを設置すること。委託業務の責任者を設置した場合、その氏名、連絡先、実績歴を委託者に報告すること。

イ　委託者との緊密な連携

受託者は、委託契約の締結後、委託者と協議の上、実施スケジュール等を策定し、共有すること。

（2）委託者との調整

ア　受託者は、委託者と密な連絡体制を構築し、事業を行うこと。受託者は定期的に担当者に報告・連絡・相談を行い、事業を円滑に進めること。

イ　受託者は、緊急の事態が発生した場合は、即座に委託者に連絡を行い、その指示に従うこと。

（3）ミーティングの開催

ア　受託者と委託者は、プログラムの実施まで、月に2回程度、ミーティングを開催すること。その後は、適宜、開催すること。ミーティングでは事業の進捗状況の報告・協議等を実施し、情報共有化を図ること。ミーティングの次第等は受託者が作成すること。

イ　原則として、委託業務の責任者は、本ミーティングに出席すること。

ウ　受託者は、ミーティングの議事録を作成し、委託者に提出すること。

エ　委託者がミーティングの開催を受託者に対し要請した場合は、ただちにこれに応じること。

８　受託者の責務

（１）受託者は、「３ 事業実施の経緯と目的」の趣旨を十分認識し、事業を運営遂行すること。また、受託者は本事業の履行にあたり、不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

（２）受託者は本事業にあたり、各種法令等を遵守すること。

（３）受託者は、本事業の受託業務を行うために提供された拠点又は備品を本業務以外の目的で使用してはならない。

９　業務遂行に係る受託者の負担等について

（１）「６ 委託事業内容」「７ 事業遂行のための体制構築」に記載した事業に係る人的、物的費用は全て受託者の負担とする。

（２）本業務に起因する苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行うこと。

１０　秘密の保持

（１）受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。契約終了後においても、同様の義務を負う。

（２）受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。なお、契約終了後においても同様とする。

（３）受託者は、業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）を遵守し、取得した個人情報の取扱に最大限の注意を払うこと。

（４）受託者は、本業務委託を実施する上で知り得た個人情報については、法に基づく、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。

１１　損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

１２　業務報告及び支払

（１）受託者は、事業終了後すみやかに、委託者の担当者と協議の上で、履行状況をまとめた最終業務報告書を書面で１部および電子媒体（容易に読み取り・複写できるよう「Microsoft Office Professional Plus 2019」で利用可能な保存形式等）で委託者に提出すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

最終業務報告書には、業務の成果（コミュニティビジネスの創出見込み、アンケートの結果、委託者への政策提言等）を掲載するなど、事業効果の検証につながる内容とするよう工夫すること。

また、各セミナーの記録写真や資料も併せて提出すること。

（２）支払いは原則完了後払いとする。ただし、委託者、受託者間の協議により合意が得られた場合、支払方法を変更できるものとする。

１３　本作業上の条件

（１）受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。

（２）受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできるものとする。

（３）岡山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

（４）受託者は、当該業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。

１４　再委託

（１）受託者は、委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承認を得たときは、この限りではない。

（２）「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

（３）受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務を再委託するにあたっては、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、予め委託者が指定する様式を用いて届出等を行い、委託者の承認を得ること。

（４）上記（３）の書面には、以下の事項を記載すること。

ア 再委託先の名称、代表者及び所在地

イ 再委託先で行う作業の内容及び範囲

ウ 再委託を行う理由

エ 再委託先の選定理由

オ 再委託先に対する管理方法

カ その他、別に指示する事項

（５）上記（３）の手続きを経て再委託を受けた第三者（以下、「再受託者」という。）が、さらに別の第三者に再委託を行うことはできない。

（６）再受託者へのデータ受渡等が発生する場合、セキュリティに配慮した手法によるものとし、「（４）オ 再委託先に対する管理方法」の中でその手法を明記したうえで、委託者の承認を得ること。

（７）受託者は、再受託者の本委託業務の統括及び個人情報セキュリティの確保についてもその責任を負うものとする。

１５ その他

（１）本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。

（２）受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。

（３）業務内容等は、企画提案書を仕様の一部として実行すること。

コミュニティビジネス創出支援事業運営業務委託　別表１

項目	詳細等
（１）先進事例フィールドワークセミナーの実施	地域課題の解決に成功している先進的なコミュニティビジネスの現場を訪問し、現地の実践者から直接話を聞き、活動の様子を見学することで、参加者が学びと気づきを得ることを目的とした、現地訪問型の学習会（フィールドワークセミナー）を実施すること。 （実施にあたっての留意事項） ○先進事例の選定 ・事例は地域の未来づくり推進事業の趣旨に即したものであり、受託者の知見およびネットワークを活用して選定すること。 ・地域のビジョンを掲げ、地域課題の解決と利益の両立（社会性と経済性の両立）を目指す事業者、またはその集合体を対象とすること。 ・岡山市から日帰りで訪問可能な地域の事例とすること。 ○プログラム構成 ・１つの先進事例を深掘りして学ぶ形式、または複数の事例を組み合わせて幅広く学ぶ形式のいずれも可とする。 ・現地の取組事業者と十分に調整し、参加者との対話の時間（質疑応答や意見交換など）を確保すること。 ○移動手段 ・岡山市から現地までの移動は貸切バスを使用し、受託者が手配すること（費用は受託者の負担とする）。 ・貸切バスは、参加者、受託者、及び委託者（３名程度）が乗車可能な車種とすること。 ○安全対策 ・イベント保険に加入すること（費用は受託者の負担とする）。 ○費用負担 ・昼食代など、個人の消費に関する費用は参加者の自己負担とすること。
（２）コミュニティビジネスアイデア創出セミナーの実施	地域課題に向き合いながら、ビジネスの視点からその解決策を考案し、参加者自身が具体的な事業アイデアを創出することを目的とした、学びと実践を組み合わせた学習会（コミュニティビジネスアイデア創出セミナー）を実施すること。 （実施にあたっての留意事項） ○プログラム構成 ・地域課題からビジネスアイデアを創出するための思考法や手法を学ぶ講義と、実際にアイデアを考えるワークショップで構成すること。 ・ビジネスアイデアとは、商品やサービスを通じて地域課題を解決し、利益を生み出す仕組みの発想を指し、ビジネスプラン（具体的な事業計画や収支計画）よりも手前の段階に位置づけられるものである。

	・すでにあるビジネスアイデアに後から地域課題を当てはめるのではなく、地域の現状、将来像、課題を丁寧に検討したうえで、地域課題の解決とビジネスとしての収益性・持続性の両立を目指す内容とすること。 〇ワークショップ運営 ・参加者自身が考えるビジネスアイデアについて相談やディスカッションができる場を設けること。そのための支援体制を構築すること。 ・参加者によるビジネスアイデアの発表の機会を設けること。 〇実施方法・時間 ・セミナーは２日間の対面（オフライン）開催とし、合計１２時間以上の実施時間を確保すること。 ・会場はももスタとし、利用時間（10:00～22:00）内に収まるようプログラムを設計すること。 ・実施日は受託後、委託者を通じて、ももスタと調整すること。 〇費用負担 ・昼食代等、個人の消費に関わる費用は参加者の自己負担とすること。
（３）プログラム全体の企画・調整、広報・参加者募集、イベントレポートの作成および公開等の実施	本事業では、（１）コミュニティビジネスの先進事例を現地で学ぶセミナー、（２）地域課題からビジネスアイデアを創出するための講座・ワークショップ（アイデア創出セミナー）の２本を柱とし、両者を連続した学びのプログラムとして構成すること。 この一連のプログラムを通じて、地域課題をビジネスの視点で捉える思考や手法を学び、ビジネスの力で地域課題を解決したいという想いを持つ人々のモチベーションを高め、その想いを具体的なアクションへと導くことを目指すこと。 さらに、参加者同士のつながりを育み、地域課題解決にポジティブに取り組む参加者のコミュニティの形成につなげること。 １．全体企画・調整 ・本事業全体の企画設計・進行管理・関係者との調整等を担い、各プログラムが連続性と一貫性をもって運営されるよう企画・運営体制を構築すること。 ・委託者及びももスタとの密な連携・調整を図りながら、円滑かつ効果的に事業を遂行すること。 ・参加者の行動変容を促す内容とすること。 ・参加者にアンケートを実施すること。 ・悪天候の場合の対応について事前に検討し、予備日を設けるなど対応策を想定し、委託者と協議しておくこと。 ２．広報・参加者募集 ・委託者やももスタと連携・協力し、既存のＨＰやＳＮＳ（Ｘ、ＬＩＮＥ等）、チラシやプレスリリースなどを通じて効果的な広報を展開し、コミュニティビジネスに興味を持ち、岡山市で取り組みを検討したいと考える市民・事業者等から参加者１５名程度を公募すること。

	・募集期間を十分に設けること。 ・（１）、（２）のセミナーごと（各１５名程度）の申込受付も可とするが、その場合、基本的には連続受講（（１）及び（２）への参加）を希望する者を優先すること。 ・選考を行うこと。選考にあたっては、岡山市の中山間・周辺地域においてコミュニティビジネスを検討・実践したいと考える者を優先すること。 ・応募が定員に満たない場合は、期間延長や再募集などにより定員確保に努めること。 ・選考、期間延長や再募集の可能性を考慮し、申込者への参加可否の通知が直前とならないようスケジュール設定をすること。 ・オンライン申込が可能な受付フォームを整備し、参加しやすい環境を整えること。なお、選考に備え、取り組む地域や課題などを記載できる機能も設けること。 ・チラシ（紙・ＨＰ用）、バナー（ＨＰ用、ＳＮＳ用）を作成すること。なお、紙のチラシは5,000枚カラー印刷し、委託者の指定する時期、場所に納品すること。 ３．イベントレポートの作成・公開 ・本事業の記録をまとめたイベントレポートを作成し、委託者と連携の上、岡山市地域の未来づくり推進事業ポータルサイトにて公開すること。 ・公開にあたっては、ポータルサイトの運用を担当する事業者と必要な調整を行うこと。 ・記録写真を撮影し、参加者を撮影する際には、事前に撮影および公開に関する同意を得ること。 ・レポートには、事業の様子・学びのポイント・参加者の声などを盛り込み、コミュニティビジネスへの関心を喚起する内容とすること。